

お知らせ ごあんない



上島町学校給食費について

上島町学校給食につきましては、児童・生徒の栄養を確保し、安全で信頼される給食の提供に努力しておりますが、給食材料の高騰により現状のままでは魅力のある学校給食の維持が困難になってきております。このような現状の中で、平成22年度は、物価の動向を鑑み、1食あたり10円分を町が負担し、給食費の金額を変更することなく、今までと同質の給食を提供してまいりました。昨年11月に開催いたしました「平成22年度上島町学校給食センター運営委員会」にて、次年度の学校給食費につきまして審議し、給食材料経費の現状や、高騰した材料費の値下がり傾向が見られないことから、平成23年度からの学校給食費につきましては、小中学校ともに10円値上げとする事といたしました。子ども達が楽しみにしている学校給食の質を落とすことなく、安全で安心できる給食を提供するために、何卒ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成23年度1食あたりの額
小学生…230円(前年度+10円)
中学生…270円(前年度+10円)

平成23年度狂犬病予防注射

(犬の登録を含む)

生後91日以上の飼い犬は、生涯1度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を、必ず受けなければなりません。

都合で集合注射を受けられなかった犬は、最寄の動物病院で注射を受け、獣医師発行の注射済票を役場窓口まで持参し、上島町発行の狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

■料金 ◎新規登録手数料…3000円
◎狂犬病予防注射料…2300円
◎予防注射済票交付手数料…550円

■日程 ◎弓削地区 4月26日(火)・27日(水)
◎生名地区 4月17日(日)
◎岩城地区 4月26日(火)
◎魚島地区 4月27日(水)

【注射会場での注意】

- ・犬のフンは飼いが責任を持って処理してください。
- ・犬を制御できる人が連れてきてください。
- ・噛み癖のある犬については、注射実施前に申し出てください。
- ・病気または体調不良な

4月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(金)	中	10:14	310	22:27	305	4:06	63	16:31	70
2(土)	中	10:43	314	23:00	319	4:42	59	16:59	55
3(日)	大	11:08	315	23:30	328	5:14	60	17:24	44
4(月)	大	11:32	313	—	—	5:43	65	17:49	35
5(火)	大	0:00	334	11:55	311	6:10	72	18:13	29
6(水)	大	0:30	335	12:20	306	6:38	82	18:40	27
7(木)	中	1:02	332	12:47	299	7:08	95	19:09	29
8(金)	中	1:37	324	13:17	289	7:41	109	19:43	37
9(土)	中	2:19	312	13:53	275	8:20	125	20:25	50
10(日)	小	3:10	297	14:41	258	9:12	142	21:18	67
11(月)	小	4:18	283	15:53	242	10:22	153	22:31	84
12(火)	小	5:42	278	17:36	239	11:57	151	—	—
13(水)	長	7:02	286	19:11	257	0:03	91	13:24	131
14(木)	若	8:05	302	20:21	289	1:32	82	14:26	100
15(金)	中	8:56	320	21:17	323	2:40	65	15:14	66
16(土)	中	9:39	335	22:05	354	3:35	48	15:57	35
17(日)	中	10:20	345	22:50	378	4:22	37	16:36	8
18(月)	大	10:58	350	23:34	390	5:06	33	17:15	-11
19(火)	大	11:35	348	—	—	5:48	38	17:54	-19
20(水)	大	0:17	392	12:12	339	6:30	51	18:33	-18
21(木)	大	1:00	383	12:50	324	7:12	70	19:14	-6
22(金)	中	1:46	365	13:30	304	7:56	93	19:57	15
23(土)	中	2:36	341	14:15	280	8:45	117	20:44	43
24(日)	小	3:32	316	15:10	256	9:43	138	21:40	73
25(月)	小	4:41	294	16:27	236	10:58	150	22:52	99
26(火)	小	5:59	282	18:08	232	—	—	12:30	148
27(水)	長	7:12	280	19:35	245	0:22	115	13:48	132
28(木)	若	8:10	284	20:38	265	1:47	116	14:42	112
29(金)	中	8:54	290	21:25	287	2:49	111	15:21	92
30(土)	中	9:29	294	22:03	306	3:36	106	15:53	74

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

どの異常がある犬については、医師の指示を受けてください。

■問合せ先 各総合支所 住民課

遺言電話無料法律相談について

■日時 4月15日(金) 10時～15時まで

■場所 愛媛弁護士会館

(松山市三番町4丁目8-8)

■内容 弁護士による電話相談(面談相談不可)「遺言」の作成・保管・執行に関する電話相談であり、「相続」に関するご相談は今回はお受けできませんので、ご了承ください。

■直通電話 (代)TEL089-915-11020

※当日のみの直通電話です。

■相談料 無料

■主催者 愛媛弁護士会

愛媛県公共土木施設愛護事業

「河川」「海岸」「道路」清掃美化サポーター 大募集！

愛媛県が実施する公共土木施設愛護事業（愛リバー・愛ビーチ・愛ロード制度）とは、自発的に河川・海岸・道路の一定区間の清掃美化活動を行っていただくボランティア団体等を愛護サポーターとして募集し、愛護サポーターとして認定された団体の清掃美化活動に対して、県や町が協力して支援するもので、地域住民と行政とのパートナーシップを基本に、美しい地域環境を創り出していこうとする取り組みです。

現在上島町では、愛リバー制度：3団体【弓削沢津自治会（弓削）、弓削引野自治会（弓削）、岩城グリーンきれいにし隊（岩城）】、愛ビーチ制度：4団体【山弓会（弓削）、弓削中学校（弓削）、グリーンキャンドゥ（弓削）、佐島ボランティアグループ（弓削）】、愛ロード制度：2団体【ゆげ十一会（弓削）、ゆげ女性塾（弓削）】がサポーターとして活動しています。

皆さんの積極的なご参加をお待ちしております。

【サポーターの要件】

項 目	モデルサポーター (住民団体・地元企業など)	一般サポーター (団体名を作成していただきます)
人 数	原則10人以上	2名以上
活動場所	◆河川：一級・二級河川の200m～500mの区間 ◆海岸：県が管理する海岸の一定区間 ◆道路：県が管理する道路の概ね300m以上の一定区間	◆河川：一級・二級河川 ◆海岸：県が管理する海岸 ◆道路：県が管理する道路
活動内容	河川・海岸・道路の清掃美化活動等ができること。	
活動回数	1年間で2回以上	

【行政の支援内容】

モデルサポーター	○サポーターの団体名を記した表示板の設置 ○軍手やゴミ袋等の提供 ○ゴミや草等の運搬・処分 ○ボランティア傷害保険への加入
一般サポーター	○ボランティア傷害保険への加入



【申込み締切り】平成23年4月25日(月) ※平成23年度分

【申込み・問合せ先】上島町弓削総合支所建設課 TEL 0897-77-2500

ご存知ですか？

上島町ふるさと事業費補助金等交付制度

【目的】この制度は、上島町の活性化のために地域住民及び団体等が主体又は一体となつて、自らの創意工夫により取り組む公共的活動に対して、その活動費（必要物品）の全部又は一部を補助（支給）することを目的とします。

【補助対象事業】補助の対象となる事業は、次に掲げる事業で、町長が必要と認めたものとします。

（１）ふるさとをきれいにする運動 町内公共的施設等の補修・清掃・緑化活動、町花・町木普及運動等

（２）ふるさとをよくする運動 ふるさとの活性化に役立つイベントの開催等

（３）ふるさとをよく伝える運動 ふるさとの文化的財産の調査・研究等

（４）ふるさと環境整備運動 町内の道路・側溝・公共施設の整備

（５）ふるさとづくりを推進すること等町長が必要と認めた事業

この制度に関する詳細は、弓削総合支所企画政策課へお問い合わせ下さい。なお、制度の活用を希望する場合は、上島町各総合支所担当課において申請手続きを行って下さい。

弓削総合支所企画政策課	TEL 77-2500
生名総合支所総務課	TEL 76-3000
岩城総合支所総務課	TEL 75-2500
魚島総合支所総務課	TEL 78-0011